

## 自己点検評価実施に関する規程

### (趣旨)

第1条 自己点検評価は、千葉県立鶴舞看護専門学校(以下「本校」という)学則第3条の規定に基づき実施するものである。本校の設置目的及び教育理念を果たすためには、学校運営や教育活動について定期的な点検と評価を行い、その結果を本校の活性化、改革・発展のために自主的に活用することが要求される。本校の教職員が自己点検・自己評価の意義と目的とを十分に認識して継続的かつ組織的に履行することにより、自己点検・自己評価が適切に行われ、その結果が本校の一層の活性化、発展のために活用されることを期するものである。

### (実施方法等)

- 第2条 自己点検評価実施の期日、実施項目、その他実施に必要な事項は、自己評価委員会において検討し、運営会議の審議を経て決定する。
- 2 自己点検評価は「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会報告書:平成15年7月25日」を参考にして実施するものとする。
  - 3 自己点検評価は教職員全員が分担して取り組み、その結果は、報告書の作成により全教職員が共有し、教育や組織の活性化、活動水準の向上、改革等に積極的に務めるものとする。

### (実施結果の公表)

第3条 学外への公表は、公表の内容、方法等について自己評価委員会で協議し状況に応じて行うものとする。

### (学校関係者評価の実施)

第4条 学校関係者評価の実施については、別に定める学校関係者評価の実施に関する要綱に基づき行うものとする。

### ( 附 則 )

この規程は、平成29年8月7日から施行する。

この規程は、平成30年9月12日から施行する。